

## 前回（第 1 回総合教育会議）の決定事項

### 鹿屋市教育大綱の策定方針

#### (1) 大綱の策定

- ・ 現行の鹿屋市教育振興基本計画の基本理念及び基本目標を基本として策定すること。
- ・ 対象期間は平成27年度から平成31年度までとすること。

#### (2) 理由

- ・ 鹿屋市教育振興基本計画は、鹿屋市総合計画に基づき策定されており、基本理念及び基本目標も概ね網羅されていること。
- ・ 現行計画の基本構想最終年度が平成31年度であること。

教育大綱に盛り込むべき基本理念等の整理について

1 基本理念について

新（教育大綱）	旧（教育振興基本計画）	備考
<p>(案)  <b>「未来を担う心豊かでたくましい人づくり」</b>                      変化の激しい21世紀では、他人と協調しながら、自立的に社会生活を送り、社会のために多様な個性を発揮し貢献できる人材育成が求められており、このことは、教育における最重要課題です。                      そのため、学校教育や社会教育の充実を通して、家庭や地域社会全体の教育力を高めるとともに、児童・生徒の確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成や規範意識、社会性の涵養などを図り、郷土を愛し、協力しあい、活力あふれるやすらぎのまちを創造する人づくり、絆づくりを目指します。</p>	<p><b>「21世紀を生きぬく子どもたちに生きる力を育む」</b>                      生きる力は、変化の激しい21世紀を生きぬく子どもたちが、他人と協調しながら、自立的に社会生活を送っていく為に必要な実践力であり、その力の育成は、教育における最重要課題です。そこで、<u>保護者や地域</u>の協力を得ながら、教育活動全体を通して生きる力の育成を目指します。</p>	

2 基本目標について

新（教育大綱）	旧（教育振興基本計画）	備考
<p>(1) 知・徳・体を調和的に育む教育の創造</p> <p>教育の目的は「幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと」とされています。</p> <p>また、確かな学力とともに、規範意識や感性の育成などの豊かな心や体力や運動能力など、知・徳・体の調和のとれた教育が求められているところです。</p> <p>本市の子どもたちの教育においても、心の教育の推進を重点に、確かな学力の向上、心の教育の推進、健康の保持増進、体力・運動能力の向上を大きな柱に据え、知・徳・体をバランスよく育む教育の創造に努めます。</p> <p>また、<u>アジア太平洋農村研修村、鹿屋体育大学、国立大隅青少年自然の家</u>等を有し、多くの留学生や外国人と交流する機会も多いという地域の特性を生かし、児童・生徒の英語力の向上及び国際感覚の育成に重点的に取り組みます。</p> <p>(2) 創造性と豊かな心を育む人づくり</p> <p>自ら学ぶ意欲と社会変化に主体的に対応できる、たくましく生きる人づくりが求められている中、子どもから高齢者まで、全ての市民が生涯にわたり継続して学習できる質の高い環境の提供に努め、心豊かな人間性を培う教育を推進します。</p> <p>特に、学校教育に関しては、人口減少、少子化に伴う小規模校と大規模校の混在や複式学級存在などの問題を見据えた学校教育環境の向上を図るとともに、地域、学校、家庭が一体となって、地域の教育力を生かして、子どもたちの個性を尊重しながら、豊かな人間性と生きる力を育む教育を進めます。</p> <p>社会教育の面では、生涯各期にわたる幼児教育や青少年教育、成人教育、高齢者教育を促進します。また、教育の原点である家庭教育においては、自主性を尊重しつつ、家庭の教育力を高めるための支援を進めます。</p> <p>文化振興の面では、地域の文化遺産、伝統芸能等の継承、文化活動の促進、文化財の保存・活用を進めます。</p> <p>スポーツ振興の面では、スポーツ活動の推進、環境づくり、スポーツを通じた交流を促進します。</p>	<p>(1) 知・徳・体を調和的に育む教育の創造</p> <p>教育の目的は「幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと」とされています。</p> <p>また、確かな学力とともに、規範意識や感性の育成などの豊かな心や体力や運動能力など、知・徳・体の調和のとれた教育が求められているところです。</p> <p>本市の子どもたちの教育においても、心の教育の推進を重点に、確かな学力の向上、心の教育の推進、健康の保持増進、体力・運動能力の向上を大きな柱に据え、知・徳・体をバランスよく育む教育の創造に努めます。</p> <p>また、<u>アジア太平洋農村研修村や鹿屋体育大学</u>等を有し、多くの留学生や外国人と交流する機会も多いという地域の特性を生かし、児童・生徒の英語力の向上及び国際感覚の育成に重点的に取り組みます。</p> <p>(2) 創造性と豊かな心を育む人づくり</p> <p>自ら学ぶ意欲と社会変化に主体的に対応できる、たくましく生きる人づくりが求められている中、子どもから高齢者まで、全ての市民が生涯にわたり継続して学習できる質の高い環境の提供に努め、心豊かな人間性を培う教育を推進します。</p> <p>特に、学校教育に関しては、人口減少、少子化に伴う小規模校と大規模校の混在や複式学級存在などの問題を見据えた学校教育環境の向上を図るとともに、地域、学校、家庭が一体となって、地域の教育力を生かして、子どもたちの個性を尊重しながら、豊かな人間性と生きる力を育む教育を進めます。</p> <p>社会教育の面では、生涯各期にわたる幼児教育や青少年教育、成人教育、高齢者教育を促進します。また、教育の原点である家庭教育においては、自主性を尊重しつつ、家庭の教育力を高めるための支援を進めます。</p> <p>文化振興の面では、地域の文化遺産、伝統芸能等の継承、文化活動の促進、文化財の保存・活用を進めます。</p> <p>スポーツ振興の面では、スポーツ活動の推進、環境づくり、スポーツを通じた交流を促進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域特性に国立大隅青少年自然の家を追加する。</li> </ul>

【参考】 取り組むべき施策(基本計画)について

新	旧 (教育振興基本計画)	備考
<p><b>1 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進</b></p> <p>(1) 道徳教育の充実 (2) 生徒指導の充実 (3) 人権教育の充実 (4) 体験活動の充実 (5) 読書活動の推進 (6) 食育の推進 (7) 健康教育の充実 (8) 体力・運動能力の向上</p> <p><b>2 次代を生きぬく学力や資質を育む教育の推進</b></p> <p>(1) 確かな学力の向上 (2) <u>英語教育・国際理解教育の推進</u> (3) 特別支援教育の推進 (4) 情報教育の推進 (5) 環境教育の推進 (6) キャリア教育の推進 (7) 郷土教育の推進 (8) 幼児教育の充実</p> <p><b>3 信頼される学校づくりの推進</b></p> <p>(1) 学校経営の充実 (2) 教職員の資質向上 (3) 開かれた学校づくり (4) 安全・安心な学校づくり</p> <p><b>4 安全・安心な教育環境と教育活動の充実</b></p> <p>(1) <u>学校の活性化及び学校規模適正化の推進</u> (2) <u>学校施設老朽化対策の推進</u> (3) <u>学校給食に係る環境整備の推進</u> (4) <u>市立高等学校の活性化</u></p> <p><b>5 心豊かな人間性を培う生涯学習の推進</b></p> <p>(1) 学習環境の整備 (2) 学習機会の充実 (3) 学習推進体制の充実</p>	<p><b>1 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進</b></p> <p>(1) 道徳教育の充実 (2) 生徒指導の充実 (3) 人権教育の充実 (4) 体験活動の充実 (5) 読書活動の推進 (6) 食育の推進 (7) 健康教育の充実 (8) 体力・運動能力の向上</p> <p><b>2 次代を生きぬく学力や資質を育む教育の推進</b></p> <p>(1) 確かな学力の向上 (2) <u>国際理解教育の推進</u> (3) 特別支援教育の推進 (4) 情報教育の推進 (5) 環境教育の推進 (6) キャリア教育の推進 (7) 郷土教育の推進 (8) 幼児教育の充実</p> <p><b>3 信頼される学校づくりの推進</b></p> <p>(1) 学校経営の充実 (2) 教職員の資質向上 (3) 開かれた学校づくり (4) 安全・安心な学校づくり (5) <u>市立高等学校の活性化</u></p> <p><b>4 安全・安心な教育環境と教育活動の充実を目指した教育改革の推進</b></p> <p>(1) <u>学校規模適正化(学校再編)の推進</u> (2) <u>学校施設耐震化の推進</u> (3) <u>学校給食制度改革の推進</u></p> <p><b>5 心豊かな人間性を培う生涯学習の推進</b></p> <p>(1) 学習環境の整備 (2) 学習機会の充実 (3) 学習推進体制の充実</p>	<p>・英語教育を追加する。</p> <p>・4安全・安心な教育環境と教育活動の充実に移動する。</p> <p>・大規模、小規模校の活性化を追加する。 ・現在の施策の方向性に変更する。</p>

新	旧（教育振興基本計画）	備考
<p>6 心の豊かさと学ぶ意欲にあふれる社会教育の充実</p> <p>(1) <u>青少年健全育成への支援</u></p> <p>(2) <u>成人教育の充実</u></p> <p>(3) <u>家庭教育の充実</u></p> <p>7 人権を尊重する平和な社会の実現</p> <p>(1) <u>人権教育と啓発の推進</u></p> <p>8 <u>文化の香り高いまちづくりと市民文化の振興・伝承</u></p> <p>(1) <u>文化芸術活動の促進と環境づくり</u></p> <p>(2) <u>文化財の保存・活用・伝承</u></p> <p>9 <u>生涯スポーツ社会の実現</u></p> <p>(1) <u>スポーツ活動の推進</u></p> <p>(2) <u>スポーツ施設の整備・充実</u></p> <p>(3) <u>スポーツ交流の推進</u></p>	<p>6 心の豊かさと学ぶ意欲にあふれる社会教育の充実</p> <p>(1) <u>成人教育の充実</u></p> <p>(2) <u>青少年健全育成への支援</u></p> <p>(3) <u>家庭教育の充実</u></p> <p>7 人権を尊重する平和な社会の実現</p> <p>(1) <u>人権教育と啓発の推進</u></p> <p>8 <u>文化の香り高い心豊かなまちを目指した市民文化の振興</u></p> <p>(1) <u>文化芸術活動の促進と環境づくり</u></p> <p>(2) <u>文化財の保存・活用・継承</u></p> <p>9 <u>生涯スポーツ社会の実現</u></p> <p>(1) <u>スポーツ活動の推進</u></p> <p>(2) <u>スポーツ施設の整備・充実</u></p> <p>(3) <u>スポーツ交流の推進</u></p>	<p>・順番の入替え</p> <p>・文化財も含め、市民が興した文化を次代に伝承していく。</p>